

事 務 連 絡
令 和 5 年 8 月 30 日

各 { 都道府県水道行政部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者 } 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令等の施行に伴う健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編等について

日頃より水道行政及び水道事業の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和5年政令第263号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第107号）が本日公布され、いずれも令和5年9月1日から施行されます。

これにより健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編が行われることとなり、医薬・生活衛生局に置かれていた生活衛生、食品、水道関係の課及び事務を健康局に移管するとともに、健康局の名称が「健康・生活衛生局」になります。このため、「厚生労働省医薬・生活衛生局水道課」は、「厚生労働省健康・生活衛生局水道課」となりますので、御連絡いたします。

なお、水道課の所掌事務の増減はなく、また、都道府県知事、指定都市・中核市市長宛てには、別紙のとおり通知しておりますことを申し添えます。

健発0830第1号
薬生発0830第8号
生食発0830第1号
令和5年8月30日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長 殿

厚 生 労 働 省 健 康 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 医 薬 ・ 生 活 衛 生 局 長
(公 印 省 略)
厚 生 労 働 省 大 臣 官 房 生 活 衛 生 ・ 食 品 安 全 審 議 官
(公 印 省 略)

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令等の
施行に伴う健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編等について（通知）

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和5
年政令第263号）及び厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働
省令第107号）が本日公布され、これらはいずれも令和5年9月1日より施行されるこ
ととなっている。これにより、健康局及び医薬・生活衛生局の組織再編が行われること
となった。今回の改正の概要等は下記のとおりであるので、その施行に際し、格別の配
慮をお願いするとともに、各都道府県におかれては、貴都道府県内の指定都市及び中核
市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知をお願いする。

記

第1 改正の概要

今般の組織再編では、厚生労働省に感染症対策部を新たに設置するとともに、これ
まで医薬・生活衛生局に置かれていた生活衛生、食品、水道関係の課及び事務を健康

局に移管する。これに合わせて健康局の名称を「健康・生活衛生局」に、「医薬・生活衛生局」の名称を「医薬局」に改称する。課及び事務の移管の具体的な内容は以下のとおり。

1 感染症対策部の設置関係

- (1) 健康・生活衛生局に感染症対策部を設置し、感染症対策部に企画・検疫課、感染症対策課及び予防接種課を新設する。健康局結核感染症課及び参事官（予防接種担当）並びに医薬・生活衛生局検疫所業務課は廃止する。
- (2) 企画・検疫課の所掌事務は以下のとおりとする。
 - ・感染症対策部の所掌事務に関する総合調整
 - ・厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に関する事務
 - ・これまで健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局検疫所業務課が所管していた検疫に関する事務
 - ・これまで医薬・生活衛生局検疫所業務課が所管していた「販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整」に関する事務 等
- (3) 感染症対策課の所掌事務は、これまで健康局結核感染症課が所管していた「エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療」等に関する事務とするとともに、感染症対策課に、「感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理」に関する事務を行う感染症情報管理室を設置する。
- (4) 予防接種課の所掌事務は、これまで健康局参事官（予防接種担当）が所管していた「予防接種の実施」等に関する事務とする。

2 生活衛生、食品、水道関係の課及び事務の移管関係

- (1) 医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課を廃止するとともに、健康・生活衛生局に、医薬・生活衛生局食品基準審査課、食品監視安全課、生活衛生課及び水道課を振替設置する。
- (2) これまで医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課が所管していた事務のうち、
 - ・「製菓衛生師」に関する事務を健康・生活衛生局総務課へ
 - ・「健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整」に関する事務を健康・生活衛生局食品基準審査課へ

- ・「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」に関する事務を健康・生活衛生局食品監視安全課へそれぞれ移管する。

第2 既存の通知の取り扱いについて

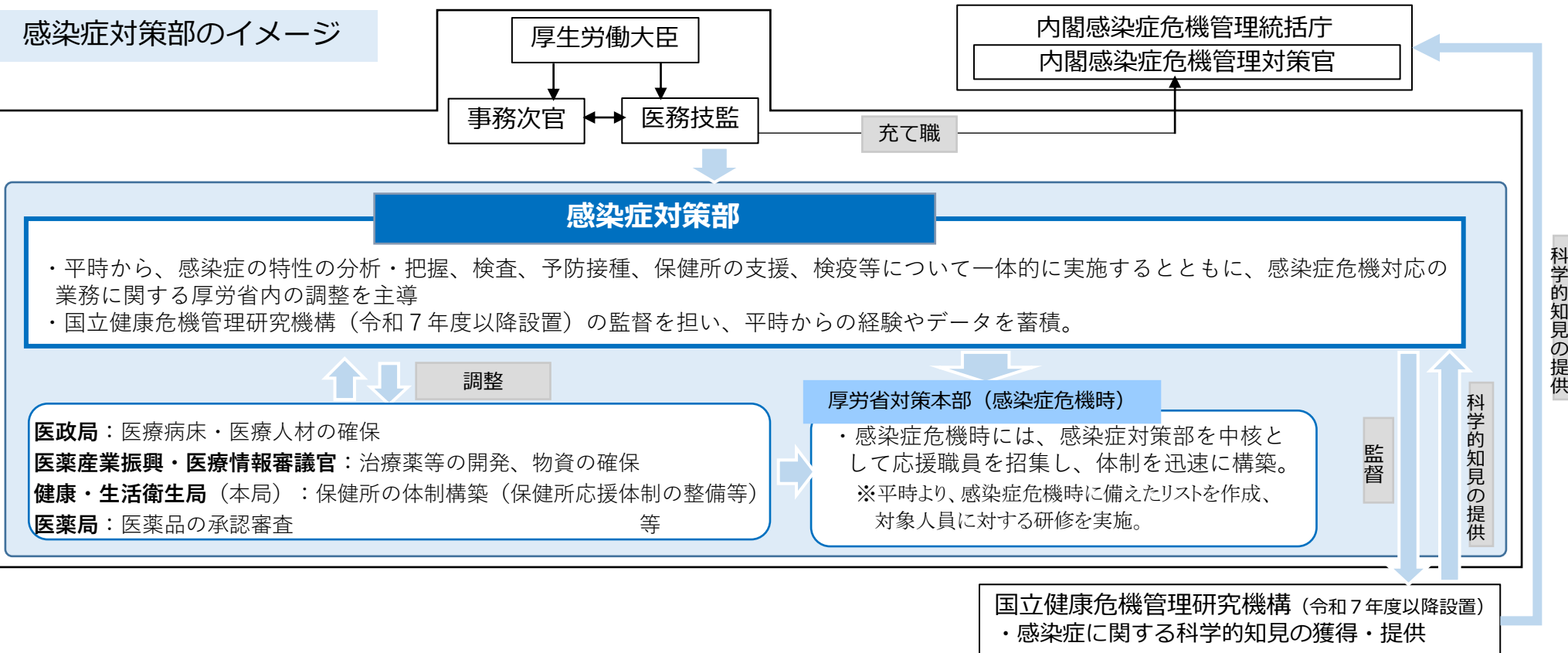
今回の組織再編に伴い健康局、医薬・生活衛生局の通知については、今後次のように取り扱うこととする。

- (1) 組織再編前に発出された健康局、医薬・生活衛生局内の各職による通知は、別途の通知が発出されない限り、組織再編後に当該通知に係る事務を所管する職の発出による通知とみなし、その効力を維持するものとする。
- (2) 組織再編前に発出された通知中の組織の名称及び職名については、今後、当該通知を改正する際に組織再編に合わせた所要の改正を行うこととし、それまでの間、組織再編後の組織の名称及び職名とみなして取り扱うこととする。

「感染症対策部」の概要

- 感染症対応能力を強化するため、**内閣感染症危機管理統括庁の設置と同じく9月1日に、厚生労働省に、感染症対策部を設置**(厚生労働省組織令改正)。
 - ※ 医務技監(内閣感染症危機管理対策官(充て職))の感染症対策の関係部局の統理のもと、感染症対策部長がその指揮・命令の下で感染症対策に関する省内の調整を主導する。
 - ※ 感染症対策部に、「企画・検疫課」、「感染症対策課」、「予防接種課」の3課を設置する。
(現行の結核感染症課は「感染症対策課」とするとともに、同課に「結核対策推進室」を新設する。)
- 感染症対策部は、平時から、感染症の特性の分析・把握、検査、予防接種、保健所の支援、検疫等について一体的に実施するとともに、感染症危機対応の業務に関する厚労省内の調整を主導。
- 感染症危機時には、感染症対策部を中核として応援職員を招集し、体制を迅速に構築。また、平時からの経験やデータの蓄積に基づく有効な感染症対応を組織的な指示系統のもと実施。

感染症対策部のイメージ

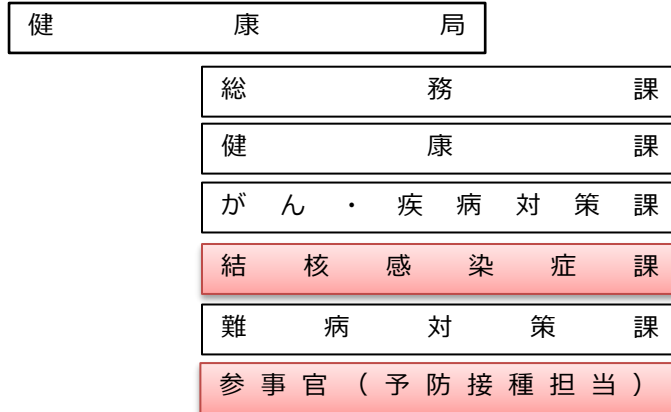


令和5年度 健康局組織再編（感染症対策部関連）

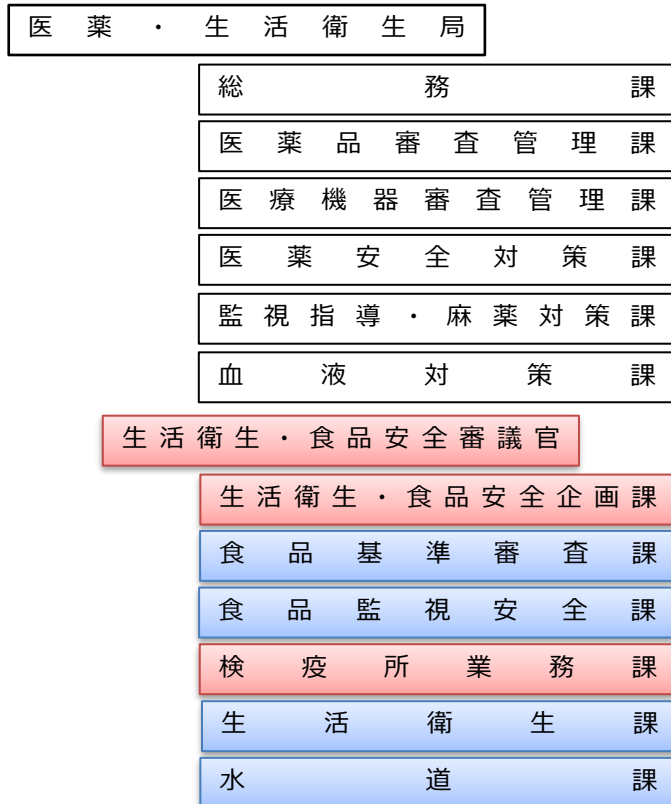
（ 現 行 ）

（ 令和5年9月1日 ）

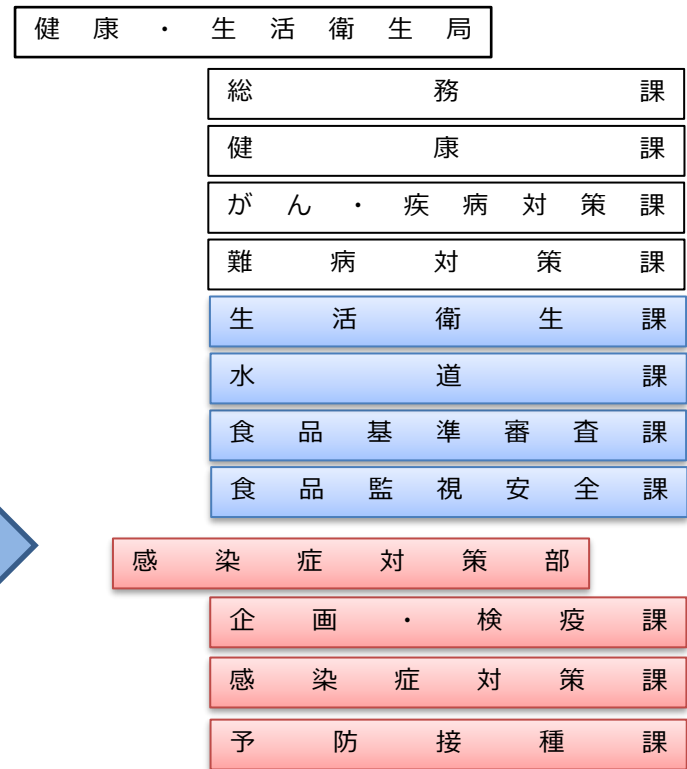
【健康局】



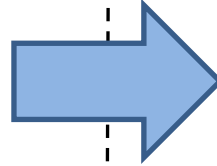
【医薬・生活衛生局】



【健康・生活衛生局】



【医薬局】



厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年八月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十三号

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七條第四項及び第五項並びに第二十一條第四項並びに食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）第四十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「健康局」を「健康・生活衛生局」に、「第四十八條」を「第四十八條の四」に、「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に、「第五十八條の四」を「第五十八條」に改める。

第二条 第一項中「健康局 医薬・生活衛生局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第二項中「労働基準局」を「健康・生活衛生局に感染症対策部を、労働基準局」に改める。

第五条（見出しを含む）中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第一号中「他局」を「労働基準局及び保険局」に改め、同条第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一

号ずつ繰り下げ、同条第六号中「医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。」を削り、同号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「感染症」を「前号に掲げるもののほか、感染症」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に關すること。

第五条に次の十五号を加える。

十五 化製場その他これに類する施設の規制に關すること。

十六 建築物衛生の改善及び向上に關すること。

十七 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に關すること。

十八 理容師、美容師及びクリーニンング師に關すること。

十九 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニンング所の衛生に關すること。

二十 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十三年法律第六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業

の発達、改善及び調整に關すること。

二十一 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に關すること。

二十二 水道に關すること。

二十三 第十五号から前号までに掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に關すること。

二十四 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止に關すること。

二十五 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）

第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十八條第一項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）の取締りに關すること。

二十六 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に關すること（公衆衛生の向上及び増進に關することに限る。）。

二十七 製菓衛生師に關すること。
二十八 と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に關すること。
二十九 第七号及び第二十四号から前号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に關すること（食品衛生に關することに限る。）。
第五条に次の一項を加える。
2 感染症対策部は、前項第四号から第七号まで及び第二十五号（販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに關する事務の調整に關することに限る。）に掲げる事務をつかさどる。
第六条（見出しを含む）中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改め、同条第八号中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第十八号から第三十四号までを削る。
第十八條の見出し中「、生活衛生・食品安全審議会」を削り、同条第一項中「、生活衛生・食品安全審議会一人」を削り、同条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とし、第十一項を第十項とする。
第三十八條第六号及び第三十九條第一号中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。
第一章第二節第三款第三目の目名を次のように改める。
第三目 健康・生活衛生局

第四十條を次のように改める。
（健康・生活衛生局に置く課）
第四十條 健康・生活衛生局に、感染症対策部に置くもののほか、次の八課を置く。
総務課
健康課
がん・疾病対策課
難病対策課
生活衛生課
水道課
食品基準審査課
食品監視安全課
感染症対策部に、次の三課を置く。
企画・検疫課
感染症対策課
予防接種課
第四十一條第一号中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同条第四号中「前三号」を「前各号」に、「健康局」を「健康・生活衛生局」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。
四 製菓衛生師に關すること。
第四十二條第一号中「他局及び総務課」を「労働基準局及び保険局並びに他課」に改める。
第四十四條を削り、第四十五條を第四十四條とし、同條の次に次の一條を加える。
（生活衛生課の所掌事務）
第四十五條 生活衛生課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 建築物衛生の改善及び向上に關すること。
二 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に關すること。
三 理容師、美容師及びクリーニンング師に關すること。
四 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニンング所の衛生に關すること。

五 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関すること。

六 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（感染症対策部並びに水道課及び食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。

第四十六条から第四十八条までを次のように改める。

（水道課の所掌事務）

第四十六条 水道課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 水道に関すること。
- 二 井戸水その他水の衛生に関すること。

（食品基準審査課の所掌事務）

第四十七条 食品基準審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 食品等及び洗浄剤の衛生に関する規格又は基準に関すること（食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の防止に関する規格又は基準に関すること。

- 三 食品衛生法第八條第一項に規定する特別の注意を必要とする成分又は物の指定に関すること。
- 四 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に関すること（公衆衛生の向上及び増進に関することに限り、食品監視安全課の所掌に属するものを除く。）。

- 五 食品及び添加物の衛生に関する輸出検査の基準に関すること。
- 六 健康・生活衛生局の所掌事務に属する国際関係事務で食品の安全性の確保に係るものに関する連絡調整に関すること。

第四十八条 食品監視安全課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 飲食に起因する衛生上の危害の防止に関する調査及び指導に関すること。
- 二 食品衛生法第五十一条第一項に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準に関すること。
- 三 食品衛生に関する施策に関する情報の提供及び国民からの意見の聴取に関すること。
- 四 食品衛生監視員に関すること。
- 五 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（感染症対策部の所掌に属するものを除く。）。

- 六 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 食品衛生法第二十九条第一項に規定する製品検査並びに同項及び同条第二項に規定する検査施設に関すること。

- 八 食品及び添加物の衛生に関する輸出検査に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関すること。

- 十 化製場その他これに類する施設の規制に関すること。
- 第一章第二節第三款第三目中第四十八条の次に次の三条を加える。

（企画・検疫課の所掌事務）

第四十八条の二 企画・検疫課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 感染症対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 厚生労働省の所掌事務に係る感染症の発生及びまん延を防止するための対策に関する調整に関すること。
- 三 港及び飛行場における検疫に関すること。
- 四 販売の用に供し、又は営業上使用する食品等の輸入に際しての取締りに関する事務の調整に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、感染症対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（感染症対策課の所掌事務）

第四十八条の三 感染症対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 エイズ、結核その他の感染症の発生及びまん延の防止並びに感染症の患者に対する医療に関すること（他局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 感染症により公衆衛生上重大な危害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処に関すること（企画・検疫課の所掌に属するものを除く。）。

（予防接種課の所掌事務）

第四十八条の四 予防接種課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 予防接種の実施に関すること。
 - 二 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。
- 第一章第二節第三款第四目の目名を次のように改める。

第四目 医薬局

第四十九条の見出しを「**医薬局に置く課**」に改め、同条中「**医薬・生活衛生局**」を「**医薬局**」に、
「血液対策課
 生活衛生・食品安全企画課
 食品基準審査課
 食品監視安全課
 生活衛生課
 検疫所業務課
 生活衛生課
 水道課」を「**血液対策課**」に改める。

第五十条第一号中「**医薬・生活衛生局**」を「**医薬局**」に改め、同条第六号中「**医薬・生活衛生局**」を「**医薬局**」に改め、「**（第六条第十八号から第三十四号までに掲げるものを除く。）**」を削る。

第五十五条第五号中「**健康局**」を「**健康・生活衛生局**」に改める。

第五十六条から第五十八条までを次のように改める。

第五十六条から第五十八条まで 削除

第五十八条の二から第五十八条の四までを削る。

第二百一条の三第四号中「**医薬・生活衛生局**」を「**医薬局**」に改める。

（食料・農業・農村政策審議会令の一部改正）

第二条 食料・農業・農村政策審議会令（平成十二年政令第二百八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条中「**厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課及び**」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この政令は、令和五年九月一日から施行する。

（厚生年金保険法施行令及び国民年金法施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「**同条第十一項**」を「**同条第十項**」に改める。

一 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第三条の十六第一号

二 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第六条の四の二第一号

(厚生科学審議会令の一部改正)

第三条 厚生科学審議会令(平成十二年政令第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
第九条ただし書中「健康局参事官」を「健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課」に、「医薬・生活衛生局」を「健康・生活衛生局」に改める。

(医道審議会令の一部改正)

第四条 医道審議会令(平成十二年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。
第九条ただし書中「医薬・生活衛生局」を「医薬局」に改める。

(薬事・食品衛生審議会令の一部改正)

第五条 薬事・食品衛生審議会令(平成十二年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。
第十一条中「医薬・生活衛生局総務課」を「医薬局総務課」に改め、同条ただし書中「医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全企画課」を「健康・生活衛生局総務課」に改める。

(疾病・障害認定審査会令の一部改正)

第六条 疾病・障害認定審査会令(平成十二年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。
第九条中「健康局総務課」を「健康・生活衛生局総務課」に改め、同条ただし書中「健康局結核感染症課及び参事官」を「健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課、感染症対策課及び予防接種課」に改める。

(がん対策推進協議会令の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「健康局」を「健康・生活衛生局」に改める。

- 一 がん対策推進協議会令(平成十九年政令第七十六号)第五条
- 二 肝炎対策推進協議会令(平成二十一年政令第三百九号)第五条
- 三 アレルギ―疾患対策推進協議会令(平成二十七年政令第四百一号)第六条
- 四 循環器病対策推進協議会令(令和元年政令第四百十一号)第五条
- 五 ハンセン病元患者家族補償金認定審査会令(令和二年政令第五号)第四条

厚生労働大臣 加藤 勝信
農林水産大臣 野村 哲郎
内閣総理大臣 岸田 文雄

○厚生労働省令第百七号

厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)及び厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)を実施するため、厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省組織規則等の一部を改正する省令

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第一条 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 健康・生活衛生局(第十九条―第二十三条の五)</p> <p>第四款 医薬局(第二十四条―第二十九条の二)</p> <p>第五款―第十三款 (略)</p> <p>第二節・第三節 (略)</p> <p>第二章―第四章 (略)</p> <p>附則</p>
改 正 前	<p>目次</p> <p>第一章 本省</p> <p>第一節 内部部局</p> <p>第一款・第二款 (略)</p> <p>第三款 健康局(第十九条―第二十三条)</p> <p>第四款 医薬・生活衛生局(第二十四条―第二十九条の二)</p> <p>第五款―第十三款 (略)</p> <p>第二節・第三節 (略)</p> <p>第二章―第四章 (略)</p> <p>附則</p>

(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)

第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十九人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2・9 (略)

(災害等危機管理対策室及び研究企画官)

第六条 厚生科学課に、災害等危機管理対策室及び研究企画官一人を置く。

2 災害等危機管理対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

3 災害等危機管理対策室に、室長を置く。

4 (略)

(医療機器政策室及び首席流通指導官)

第十六条 (略)

2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(医薬局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く)。

二・四 (略)

3・4 (略)

(公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官)

第三条 総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官二十一人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2・9 (略)

(健康危機管理・災害対策室及び研究企画官)

第六条 厚生科学課に、健康危機管理・災害対策室及び研究企画官一人を置く。

2 健康危機管理・災害対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

3 健康危機管理・災害対策室に、室長を置く。

4 (略)

(医療機器政策室及び首席流通指導官)

第十六条 (略)

2 医療機器政策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること(医薬・生活衛生局及び研究開発政策課の所掌に属するものを除く)。

二・四 (略)

3・4 (略)

(治験推進室)

第十七条 (略)

- 2 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第三款 健康・生活衛生局

第十九条 (略)

- 2 指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

- 五 健康・生活衛生局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関する事。

3・4 (略)

(地域保健企画官及び保健指導官)

第二十条 健康課に、地域保健企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

- 2 地域保健企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

3 (略)

(肝炎対策推進室)

第二十一条 (略)

- 2 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局及び感染症対策部並びに難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 (略)

(削る)

第二十二条 (略)

(治験推進室)

第十七条 (略)

- 2 治験推進室は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四十五号。以下「医薬品医療機器等法」という。)第二条第十七項に規定する治験の推進に関する事務(医薬・生活衛生局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

第三款 健康局

第十九条 (略)

- 2 指導調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜四 (略)

- 五 健康局の所掌に係る事務の実施状況の調査に関する事。

3・4 (略)

(健康対策企画官及び保健指導官)

第二十条 健康課に、健康対策企画官及び保健指導官それぞれ一人を置く。

- 2 健康対策企画官は、命を受けて、健康課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

3 (略)

(肝炎対策推進室)

第二十一条 (略)

- 2 肝炎対策推進室は、肝炎の予防及び治療に関する事務(他局並びに結核感染症課及び難病対策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 (略)

(感染症情報管理官)

第二十二条 結核感染症課に、感染症情報管理官一人を置く。

- 2 感染症情報管理官は、命を受けて、結核感染症課の所掌事務に関する情報の管理に当たる。

第二十三条 (略)

(生活衛生対策企画官)

第二十三条 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

- 2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。
 - 一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関する事(感染症対策部並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。)

(水道計画指導室及び水道水質管理官)

第二十三条の二 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

- 2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関する事。

- 二 水道の広域的な整備に関する事。

- 三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関する事。

- 四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関する事。

3 水道計画指導室に、室長を置く。

- 4 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関する事を行う。

(輸入食品安全対策室)

第二十三条の三 食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。

- 2 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。
 - 一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関する事。

- と。

(新設)

(新設)

(新設)

二 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（感染症対策部の所掌に属するものを除く。）。

三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六條第二項又は第三項の検査に関すること。

3 輸入食品安全対策室に、室長を置く。

（検疫所業務企画調整官）

第二十三條の四 企画・検疫課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。

2 検疫所業務企画調整官は、命を受けて、企画・検疫課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（感染症情報管理室）

第二十三條の五 感染症対策課に、感染症情報管理室を置く。

2 感染症情報管理室は、感染症対策課の所掌事務に関する情報の管理に関する事務をつかさどる。

3 感染症情報管理室に、室長を置く。

第四款 医薬局

第二十七條から第二十九條の二まで 削除

（新設）

（新設）

（新設）

第四款 医薬・生活衛生局

（輸入食品安全対策室）

第二十七條 食品監視安全課に、輸入食品安全対策室を置く。

2 輸入食品安全対策室は、次に掲げる事務のうち、輸入に係るものをつかさどる。
一 飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関する調査及び指導に関すること。

二 食品等及び洗浄剤の衛生に関する取締りに関すること（生活衛生・食品安全企画課の所掌に属するものを除く。）。

三 農薬が含まれ、又は付着している食品の飲食に起因する衛生上の危害の発生の防止に関すること（食品基準審査課の所掌に属するものを除く。）。

四 食品衛生法第二十六條第二項又は第三項の検査に関すること。

3 輸入食品安全対策室に、室長を置く。

（検疫所業務企画調整官）

第二十八條 検疫所業務課に、検疫所業務企画調整官一人を置く。

2 検疫所業務企画調整官は、命を受けて、検疫所業務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（生活衛生対策企画官）

第二十九條 生活衛生課に、生活衛生対策企画官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 生活衛生対策企画官は、命を受けて、次に掲げる事務に関する重要事項の調査、企画及び立案に当たる。

一 建築物衛生の改善及び向上に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、生活衛生の向上及び増進に関すること（健康局並びに食品監視安全課及び水道課の所掌に属するものを除く。）。

（水道計画指導室及び水道水質管理官）

第二十九條の二 水道課に、水道計画指導室及び水道水質管理官一人を置く。

2 水道計画指導室は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 水道用水の供給に関する企画及び立案に関すること。

二 水道の広域的な整備に関すること。

三 水道事業及び水道用水供給事業の監督に関すること。

四 独立行政法人水資源機構の行う業務に関すること。

3 水道計画指導室に、室長を置く。

4 水道水質管理官は、命を受けて、水道課の所掌事務のうち、水道水に係る水質基準その他の水質の管理に関することを行う。

<p>(削る)</p> <p>第六十八條 (略)</p> <p>(年金指導課の所掌事務)</p> <p>第七百十條の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本年金機構が行う滞納処分等(国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第四百四十一條の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第四百四十一條の二の規定による物件の留置き並びに同法第四百四十二條の規定による搜索をいう。以下この条及び第七百十條の二の四において同じ。)に係る認可に関すること。</p> <p>三 十 (略)</p>	<p>(社会保険審査調整室)</p> <p>第六十八條 総務課に、社会保険審査調整室を置く。</p> <p>2 社会保険審査調整室は、社会保険審査会の庶務に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 社会保険審査調整室に、室長を置く。</p> <p>第六十八條の二 (略)</p> <p>(年金指導課の所掌事務)</p> <p>第七百十條の二の二 年金指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本年金機構が行う滞納処分等(国税滞納処分の例による処分並びに国税徴収法(昭和三十四年法律第四百七号)第四百四十一條の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二條の規定による搜索をいう。以下この条及び第七百十條の二の四において同じ。)に係る認可に関すること。</p> <p>三 十 (略)</p>
--	---

(厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令の一部改正)

第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六に規定する総括審議官等の範囲を定める省令(平成十三年厚生労働省令第七十三号)の一部を次の表のように改正する。

<p>(審議官)</p> <p>第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六 第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。</p>	<p>改 正 後</p>	<p>(審議官)</p> <p>第二条 厚生年金保険法施行令第三条の十六 第一号の厚生労働省令で定める審議官は、厚生労働省組織令第十八条第十項に規定する審議官のうち、積立金の運用に関する事務の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する者とする。</p>	<p>改 正 前</p>
--	--------------	--	--------------

(傍線部分は改正部分)

附 則

この省令は、令和五年九月一日から施行する。ただし、第一条中厚生労働省組織規則第七百十條の二の二第二号の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

○厚生労働省告示第二百五十七号

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令（令和五年政令第二百六十三号）の施行に伴い、厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和五年八月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省組織令及び食料・農業・農村政策審議会令の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検定において学科試験の免除を受けることができる者の一部改正）

第一条 調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の規定に基づく調理に係る技能検定において学科試験の免除を受けることができる者（昭和五十七年労働省告示第百号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の表の上欄の厚生労働大臣が別に定めるところにより調理に係る技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者は、次の各号いずれかに該当する者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了した者</p> <p>二の二～四 （略）</p>	<p>調理に係る技能検定の受検資格等の特例に関する省令第二条の表の上欄の厚生労働大臣が別に定めるところにより調理に係る技能検定において学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認めた者は、次の各号いずれかに該当する者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了した者</p> <p>二の二～四 （略）</p>

（調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者の一部改正）

第二条 調理師法施行規則第十八条の規定に基づく調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者（昭和五十七年厚生省告示第百九十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号。以下「規則」という。）第十八条に規定する調理技術の審査の学科試験に合格した者と同等以上の学力を有する者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一・二 （略）</p>

<p>三 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第一百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了した者</p> <p>四 公益社団法人日本調理師会が実施した調理技術検定の一級若しくは二級に合格した者又は公益社団法人全日本司厨士協会が実施した技能検定の一級に合格した者で、昭和六十八年三月三十一日までの間に厚生労働省健康・生活衛生局長が定める講習を修了したもの</p> <p>五 規則第十七条第一号に規定する実務期間が十年以上で、かつ、年齢が三十歳以上の者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了したもの</p> <p>六 規則第十六条第二項各号に掲げる試験科目のうちいずれか一の科目の試験委員であつた期間が通算して二年以上である者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものを修了したもの</p>	<p>三 調理師試験の実施に関する事務を行う者等を指定する省令（平成十三年厚生労働省令第一百二号。以下「省令」という。）第四条に規定する者が行う調理師指導者研修会又は調理技術指導員講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了した者</p> <p>四 公益社団法人日本調理師会が実施した調理技術検定の一級若しくは二級に合格した者又は公益社団法人全日本司厨士協会が実施した技能検定の一級に合格した者で、昭和六十八年三月三十一日までの間に厚生労働省健康局長が定める講習を修了したもの</p> <p>五 規則第十七条第一号に規定する実務期間が十年以上で、かつ、年齢が三十歳以上の者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了したもの</p> <p>六 規則第十六条第二項各号に掲げる試験科目のうちいずれか一の科目の試験委員であつた期間が通算して二年以上である者のうち、省令第四条に規定する者が行う講習であつて厚生労働省健康局長が定めるものを修了したもの</p>
--	--

（生物由来原料基準の一部改正）
第三条 生物由来原料基準（平成十五年厚生労働省告示第二百十号）の一部を次の表のように改正する。

<p>改 正 後</p> <p>第4 動物由来原料総則</p> <p>1 反芻動物由来原料基準</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 化粧品については、(2)に適合しない反芻動物由来原料等をやむを得ず使用する場合は、厚生労働省医薬局長が定める必要な条件に適合するもののみを使用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>改 正 前</p> <p>第4 動物由来原料総則</p> <p>1 反芻動物由来原料基準</p> <p>(1) (4) (略)</p> <p>(5) 化粧品については、(2)に適合しない反芻動物由来原料等をやむを得ず使用する場合は、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める必要な条件に適合するもののみを使用することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項）
第四条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項は、厚生労働省医薬局長が定めるものとする。

<p>改 正 後</p> <p>（その他基準の適合に関し必要な事項） 第二条 この告示に定めるもののほか、法第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項は、厚生労働省医薬局長が定めるものとする。</p>	<p>改 正 前</p> <p>（その他基準の適合に関し必要な事項） 第二条 この告示に定めるもののほか、法第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準の適合に関し必要な事項は、厚生労働省医薬・生活衛生局長が定めるものとする。</p>
--	---

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

別表第一

番号	医療機器の名称	基	準
		既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	使用目的又は効果
一	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～3 (略)	(略)
二	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	(略)
三	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)	(略)
四	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～11 (略)	(略)
五	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～7 (略)	(略)
六	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)	(略)

別表第一

番号	医療機器の名称	基	準
		既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準	使用目的又は効果
一	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～3 (略)	(略)
二	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	(略)
三	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)	(略)
四	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～11 (略)	(略)
五	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～7 (略)	(略)
六	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～4 (略)	(略)

		別表第二	
番号	医療機器の名称	基	準
一	(略)	既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準 次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	使用目的又は効果 (略)
七	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～8 (略)	(略)
八	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～6 (略)	(略)
九	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	(略)
十	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1・2 (略)	(略)
十一	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～8 (略)	(略)
十二	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	(略)

		別表第二	
番号	医療機器の名称	基	準
一	(略)	既存品目との同等性を評価すべき主要評価項目とその基準 次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	使用目的又は効果 (略)
七	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～8 (略)	(略)
八	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～6 (略)	(略)
九	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	(略)
十	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1・2 (略)	(略)
十一	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～8 (略)	(略)
十二	(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。 1～5 (略)	(略)

別表第三			
二十	一十九	番号	医療機器の名称
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	日本産業規格又は国際電気標準会議が定める規格	基
2 超音波を用いて肝臓、脾臓、膵臓、乳腺、甲状腺又は前立腺の硬	1 (略)	使用目的又は効果	準
六	五	四	三
(略)	(略)	(略)	(略)
1 3 (略)	1 4 (略)	1 7 (略)	1 6 (略)
次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
二	(略)		
(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬局長が定める基準により評価すること。		
1 8 (略)	1 8 (略)		
(略)	(略)		

別表第三			
二十	一十九	番号	医療機器の名称
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	日本産業規格又は国際電気標準会議が定める規格	基
2 超音波を用いて肝臓、脾臓、膵臓、乳腺、甲状腺又は前立腺の硬	1 (略)	使用目的又は効果	準
六	五	四	三
(略)	(略)	(略)	(略)
1 3 (略)	1 4 (略)	1 7 (略)	1 6 (略)
次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。
(略)	(略)	(略)	(略)
二	(略)		
(略)	次の評価項目について厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準により評価すること。		
1 8 (略)	1 8 (略)		
(略)	(略)		

一 九百四十	(略)	(略)	(略)				<p>さに関する情報を提供すること（厚生労働省医薬局長が定める基準を満たす場合に限る。）。</p>
一 九百四十	(略)	(略)	(略)				<p>さに関する情報を提供すること（厚生労働省医薬・生活衛生局長が定める基準を満たす場合に限る。）。</p>

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるもの（一部改正）

第五条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者及びその病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるもの（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付として厚生労働省健康・生活衛生局長が定める給付を受けていた者とし、その病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるものは、当該治療研究に係る対象疾病ごとの認定基準に該当するものとする。</p>	改 正 前	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第二条の規定により厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けていた者は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付として厚生労働省健康局長が定める給付を受けていた者とし、その病状の程度が当該療養を継続する必要があるものとして厚生労働大臣が定めるものは、当該治療研究に係る対象疾病ごとの認定基準に該当するものとする。</p>
-------------	---	-------------	--

（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付の一部改正）

第六条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付（平成二十六年厚生労働省告示第四百三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付であつて、厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものとする。</p>	改 正 前	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定に基づき厚生労働大臣が定める医療に関する給付は、原因が不明であつて、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額である疾病の患者に対する治療研究に係る医療の給付であつて、厚生労働省健康局長が定めるものとする。</p>
-------------	--	-------------	---

(難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号口)に規定する厚生労働大臣が定めるものの一部改正)
 第七条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号口に規定する厚生労働大臣が定めるもの(平成二十六年厚生労働省告示第四百三十二号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号口に規定する厚生労働大臣が定めるものは、身体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者として厚生労働省健康・生活衛生局長が定めるものとする。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律施行令附則第三条の規定により読み替えて適用される同令第一条第一項第四号口に規定する厚生労働大臣が定めるものは、身体の機能障害が永続し又は長期安静を必要とする状態にあるため、日常生活に著しい支障があると認められる者として厚生労働省健康局長が定めるものとする。</p>

(児童福祉法第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度の一部改正)
 第八条 児童福祉法第六条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第三項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成二十六年厚生労働省告示第四百七十五号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前																																
<p>第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>疾病名</th> <th>疾病の状態の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群</td> <td>21</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群(厚生労働省健康・生活衛生局長の定めるものに限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23～35</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	21	(略)	(略)		22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群(厚生労働省健康・生活衛生局長の定めるものに限る。)	(略)		23～35	(略)	(略)	<p>第十三表 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>番号</th> <th>疾病名</th> <th>疾病の状態の程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群</td> <td>21</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群(厚生労働省健康局長の定めるものに限る。)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>23～35</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度	染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	21	(略)	(略)		22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群(厚生労働省健康局長の定めるものに限る。)	(略)		23～35	(略)	(略)
区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度																														
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	21	(略)	(略)																														
	22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群(厚生労働省健康・生活衛生局長の定めるものに限る。)	(略)																														
	23～35	(略)	(略)																														
区分	番号	疾病名	疾病の状態の程度																														
染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	21	(略)	(略)																														
	22	染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群(厚生労働省健康局長の定めるものに限る。)	(略)																														
	23～35	(略)	(略)																														

備考
 1 (略)
 2 厚生労働省健康・生活衛生局長は、染色体又は遺伝子異常を伴い特徴的な形態的異常の組み合わせを呈する症候群に属する疾病を定めようとするときは、あらかじめ、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。
 3 (略)

(新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十一条の二第二項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬の一部改正)
 第九条 新型コロナウイルス等対策特別措置法第三十一条の二第二項に規定する臨時の医療施設において都道府県知事が提供する医療に係る感染症の患者に対する医療に関する法律第四十一条第二項の規定による診療報酬(令和二年厚生労働省告示第二百二十三号)の一部を次の表のように改正する。
 (傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>1 (略) 2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長が定める。</p>	<p>1 (略) 2 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、厚生労働省健康局長が定める。</p>

(日本薬局方の一部改正)

第十条 日本薬局方(令和三年厚生労働省告示第二百二十号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(次のよう)は省略し、この告示による改正後の日本薬局方の全文を厚生労働省医薬局医薬品審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公表する。</p>	<p>(次のよう)は省略し、この告示による改正後の日本薬局方の全文を厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び地方厚生局並びに都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、厚生労働省のホームページに掲載する方法により公表する。</p>

附 則

この告示は、令和五年九月一日から適用する。